

# 西米良村国土強靱化地域計画 概要版

## I 計画策定の趣旨、計画の位置付け (本編 p1~2)

### 【計画策定の趣旨】

我が国では、これまで大規模自然災害による甚大な被害により長期間にわたる復旧・復興を繰り返してきた。

→そこで、これを避けるために平時からの取り組みを強化するという考えの下、

平成 25 (2013) 年 12 月に「国土強靱化基本法」が公布・施行された。

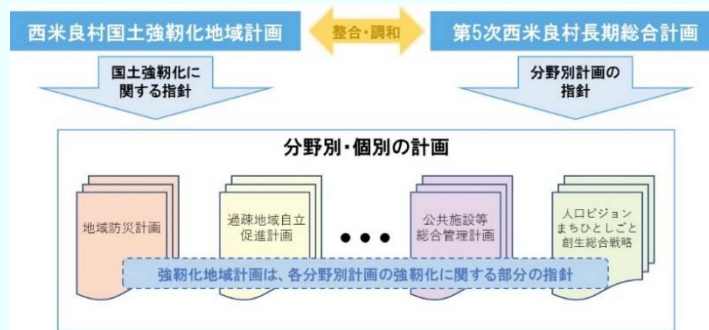
→これを受け、平成 26 (2014) 年に国が「国土強靱化基本計画」、

平成 28 (2016) 年に県が「宮崎県国土強靱化地域計画」を策定した。

上記を踏まえ、本村において地域特性に則した取り組みを総合的かつ計画的に推進する指針として本計画を策定した。

### 【計画の位置付け・計画期間】

本計画は、本村における地域強靱化に関する指針となる計画であり、他計画との整合性に配慮するものとする。また、社会情勢の変化や取り組み状況に応じて、概ね 5 年で見直しを行う。



## II 計画の基本的な考え方 (本編 p3~5)

### 【基本目標】

地域強靱化を推進するにあたり、次の 4 つの目標を設定した。

- ①人命の保護が最大限図られること
- ②本村及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③本村民の財産及び公共に係る被害の最小化
- ④迅速な復旧復興

### 【事前に備えるべき目標】

国・県における目標と調和を図り、以下 8 つの事前に備えるべき目標を設定した。

- ①大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
- ②大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる
- ③大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する
- ④大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する
- ⑤大規模自然災害発生直後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない
- ⑥大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
- ⑦制御不能な二次災害を発生させない
- ⑧大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

## III 脆弱性評価および対応方針 (本編 p10~12)

### 【想定する災害リスク】

本計画では、本村における影響の大きさ等を踏まえ、『地震』、『土砂災害』、『洪水』等の大規模自然災害全般を対象とした。

### 【リスクシナリオ】

対象とするリスク及び本村の特性を踏まえ、回避すべき 33 の「リスクシナリオ」を設定した。

### 【施策分野】

実効性の向上および担当課の明確化という観点から、施策分野（個別分野・横断的分野）を設定した。

### 【対応施策】

「事前に備えるべき 8 つの目標」及び「横断的分野」の項目ごとに、本村の国土強靱化に向けて必要な取り組みを検討した。

### 検討フロー



## IV 重点化プログラムの設定 (本編 p66~67)

次の 3 つの観点から、重点的に取り組むべき 15 のプログラムを設定した。



直接死を最大限防ぐ	
1	1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
	1-3 台風・集中豪雨等の異常気象発生時における浸水による死傷者の発生
	1-4 土砂災害（深層崩壊）等による多数の傷者の発生
救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	
2	2-1 被災地での食糧・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
	2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
	2-3 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
必要不可欠な行政機能は確保する	
3	3-1 県・村の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	
4	4-2 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態（観光客等を含む）
経済活動を機能不全に陥らせない	
5	5-2 広域交通ネットワークが分断する等、基幹的陸上交通ネットワークの機能停止
ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	
6	6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や燃料、ガス供給等の長期間にわたる機能停止
	6-2 上下水道の長期間にわたる供給停止
	6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
	6-4 地域交通ネットワークが分断する事態
制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	
7	7-4 農地・森林等の被害による国土の崩壊
社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	
8	8-3 広域・長期にわたる浸水被害や土砂流入等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

## V 計画の推進 (本編 p68)

本計画は、PDCA サイクルの繰り返しにより取り組みを推進する。また、本計画で示された指針に基づき、他計画等においても、必要に応じて見直しを検討し、本計画との整合性を図っていくこととする。

# 西米良村国土強靱化地域計画 概要版

## VI リスクシナリオとそれらを回避するための具体的な施策 (本編 p13~65)

8つの事前に備えるべき目標		33のリスクシナリオ		主な対応施策	
1	直接死を最大限防ぐ	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生	公共施設の耐震化／村営住宅の修繕／通学路の改良 等	計8項目
		1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生	消防力の充実・強化／住宅の火災予防対策 等	計4項目
		1-3	台風・集中豪雨等の異常気象発生時における浸水による死傷者の発生	防災マップの作成／住民の防災意識啓発／避難情報の的確な発令 等	計7項目
		1-4	土砂災害（深層崩壊）等による多数の傷者の発生	防災・砂防・治山事業の推進／自主防災組織等の活性化促進 等	計8項目
		1-5	情報伝達の不備や防災意識の不足等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生	消防救急デジタル無線の整備／携帯電話エリア整備 等	計10項目
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食糧・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	村・家庭における必要物資の備蓄の促進／上下水道施設等の耐震化 等	計9項目
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生	県道の改良促進／局部改良の整備促進 等	計8項目
		2-3	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	連携体制の構築／救助等の拠点となる消防詰所等の整備 等	計7項目
		2-4	観光客等を含む帰宅困難者の発生	一時滞在施設の確保／旅行者等への防災対策	計2項目
		2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺	災害時の医療体制整備／医療体制の確保 等	計11項目
		2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生	避難所等における感染症の発生・蔓延防止対策 等	計8項目
		2-7	避難所等の機能不全などにより被災者の生活が困難となる事態	避難所における生活環境の改善／避難所の耐震化・機能強化 等	計5項目
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	県・村の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	非常用電源の確保／BCPに基づく業務継続体制の構築 等	計7項目
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止	防災拠点における無線LAN環境整備 等	計4項目
		4-2	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態（観光客等を含む）	情報伝達手段の確保・多様化／IP告知端末の整備 等	計7項目
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止	緊急輸送道路等の早期啓開体制整備	計1項目
		5-2	広域交通ネットワークが分断する等、基幹的陸上交通ネットワークの機能停止	国道219号／265号の改良促進／沿道建築物の耐震化 等	計4項目
		5-3	農業施設の機能停止による農業生産活動の停滞	農業施設等の強靱化対策／小規模災害復旧事業	計2項目
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や燃料、ガス供給等の長期間にわたる機能停止	無電柱化事業／非常用電源の確保	計2項目
		6-2	上水道・工業用水等の長期間にわたる供給停止	簡易水道統合計画に基づく水道施設の計画的な改善 等	計4項目
		6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	下水道ストックマネジメント詳細計画／下水道施設の災害対策 等	計5項目
		6-4	地域交通ネットワークが分断する事態	村内道路の路面修繕整備促進／森林基幹道の開設促進	計11項目
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	地震に伴う住宅密集地や森林等の大規模火災の発生	災害の多様化に対応する消防資材の更新・整備 等	計4項目
		7-2	沿線・沿道の建物倒壊による閉塞と交通麻痺	緊急輸送道路等の早期啓開体制整備／沿道建築物の耐震化	計2項目
		7-3	ダム、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生	森林整備事業	計1項目
		7-4	農地・森林等の被害による国土の荒廃	民有林の有効活用／林地の保全／計画的な森林整備の推進 等	計6項目
		7-5	風評被害等による地域経済等への甚大な影響	災害発生時の情報発信／観光客誘致対策	計2項目
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	災害廃棄物処理計画の策定及び仮置き場所等候補地の選定	計1項目
		8-2	道路啓開、家屋被害調査等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態	応援協定の締結	計1項目
		8-3	広域・長期にわたる浸水被害や土砂流入により復旧・復興が大幅に遅れる事態	—	計一項目
		8-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失	村、小川両歴史民俗資料館の資料整備等	計1項目
		8-5	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態	地籍調査／宅地整備を行うための適地検討及び宅地の造成	計2項目
		8-6	住居や就労の確保、事業再開等の遅延により被災者の生活再建が大幅に遅れる事態	罹災証明交付体制の整備／応急仮設住宅供給体制の整備 等	計4項目

※重複する項目もあり